

賃金報酬規定

第1条（目的）

この規定は、就業規則「第6章 賃金」の規定に基づき月給制、時間給制および歩合給制賃金について定めるものです。

第2条（賃金の構成）

賃金の構成は、基本給+諸手当とし、詳細は各職場で決められ、各職場の給料体系表のとおりとします。別表―1の役員の報酬の算定もこれに準じます。

第3条（月給制の適用）

月給制の適用内容は、次のとおりとします。

1. 各職場の月給者給与体系表は、65歳未満の月給者について適用します。
月給者の定年は65歳としますが、職場責任者のうち代表理事が認めた者は、ひきつづき月給定年を延長するものとします。
2. 月給者の必要な条件が満たされた場合、査定の上所定の手続きを経て、時給者を月給者にすることができます。また、月給者では不適當なものを時給者にすることがあります。
3. 管理職の者のうち、勤務時間が他の組合員に比べて短いなど勤務条件が著しく違う場合や年齢等も考慮してこの規定による賃金の適用は行わず、固定給としての賃金を適用する場合があります。その額については、理事会で決定するものとします。

第4条（時給制の適用）

時間給制の適用内容は次のとおりとします。

1. 時給者給与体系表は、職場ごとに設定します。

第5条（歩合給制の適用）

職種によっては、歩合給制を適用します。

第6条（有期雇用契約）

定年年齢に達した満 65 歳以上の組合員で働く者は、時間給制の 6 カ月契約の有期雇用契約を結ぶものとし、就業規則第 16 条「雇用の継続」に該当するものに限り雇用契約を更新します。

第7条(定期健康診断日における賃金)

法人が認めた定期健康診断所要時間に対しては賃金補償を行います。

月給者は受診にかかった時間を勤務時間として補償し、時給者に対しては、受診にかかった時間給が支払われます。(健康診断の所用時間の目安は2時間とします。)

第8条（諸手当）

以下の手当は次のとおりとします。

1) 通勤手当

徒歩経路にて 2 km 以上(片道)の場合、30,000 円/月を限度に支給します

電車、バス	実費（乗車地点から目的地まで徒歩経路で 2km 以上）
自動車	18 円/km
バイク	10 円/km
自転車、徒歩	35 円/日

2) 責任者手当

別表一 2 を目安に職場ごとに責任者手当を設定し支給します。手当の額は各職場の給与体系表に示します。

3) 各種手当

職場ごとに定めた手当は 各職場の給与体系表に示した通りとします。

4) 月給者の超過勤務手当

月給者の超過勤務手当の計算方法は以下の通りとします。

超過勤務手当 = (基本給 + 責任手当 + 職能手当等) ÷ 160 × 1.25 × 超過勤務時間数

160 (月平均勤務時間) ÷ ((365 日 - 120 日) × 40 時間 ÷ 5 日) ÷ 12 月

上記 1.25 は法定休日の場合は 1.35 に、深夜に及んだ場合は 1.5 で計算します。

なお、訪問介護事業所（ゆりの木）の計算方法は別途定める。

5) 時給者の超過勤務手当

時給者の超過勤務手当の計算方法は以下の通りとします。

超過勤務手当 = 時間給 × 1.25 × 超過勤務時間数

上記 1.25 は法定休日の場合は 1.35 に、深夜に及んだ場合は 1.5 で計算します。

付則 この賃金規則は 1995 年 5 月 21 日より実施します。

第 3 章時給制賃金は、1995 年 6 月より適用

第 2 章月給制賃金は、1997 年 1 月より適用

この賃金規則は、1999 年 10 月一部改定

この賃金規則は、2003 年 11 月一部改定

この賃金規則は、2004 年 2 月一部改定

この賃金規則は、2007 年 6 月一部改定

この賃金規則は、2008 年 8 月一部改定

この賃金規則は、2014 年 4 月一部改定

この賃金規則は、2020 年 1 月一部改定

この規定は 2022 年 12 月 11 日に労協法人用に移行

この規定は、2024 年 8 月に月給規則、時給規則を合わせ賃金規定として再整備

この賃金規定は、2026 年 3 月 10 日一部改定

別表―1

役員報酬表

役員手当、報酬について(月額)

役職	理事手当/監事手当
	理事手当 10,000円

監事手当 10,000円

役職	事務局員
----	------

1. 基本給

等級	金額	備考
1	230,000	
2	230,000	
3	230,000	
4	230,000	
5	230,000	
6	230,000	
7	230,000	
8	230,000	
9	230,000	
10	230,000	

2. (責任) 手当

等級	金額	備考
1	40,000	事務局員
2	60,000	事務局長
3	70,000	専務理事
4	80,000	副理事長
5	100,000	理事長
6		
7		
8		
9		
10		

3. (職能給) 手当

号	団員1級	団員2級	団員3級	団員4級	団員5級	団員6級
1	10,000	15,000	20,000	30,000	40,000	50,000
2	11,000	16,000	21,000	31,200	41,200	51,000
3	12,000	17,000	22,000	32,400	42,400	52,000
4	13,000	18,000	23,000	33,600	43,600	53,000
5	14,000	19,000	24,000	34,800	44,800	54,000
6	15,000	20,000	25,000	36,000	46,000	55,000
7	16,000	21,000	26,000	37,200	47,200	56,000
8	17,000	22,000	27,000	38,400	48,400	57,000
9	18,000	23,000	28,000	39,600	49,600	58,000
10	19,000	24,000	29,000	40,800	50,800	59,000
11	20,000	25,000	30,000	42,000	52,000	60,000
12	21,000	26,000	31,000	43,200	53,200	61,000
13	22,000	27,000	32,000	44,400	54,400	62,000
14	23,000	28,000	33,000	45,600	55,600	63,000
15	24,000	29,000	34,000	46,800	56,800	64,000
16	25,000	30,000	35,000	48,000	58,000	65,000
17	26,000	31,000	36,000	49,200	59,200	66,000
18	27,000	32,000	37,000	50,400	60,400	67,000
19	28,000	33,000	38,000	51,600	61,600	68,000
20	29,000	34,000	39,000	52,800	62,800	69,000

団員1級 清掃・事務など

団員2級 運転など

団員3級 介護・営繕・緑化・事務局員など

団員4級 事務局長

団員5級 専務理事

団員6級 副理事長・理事長

5. (家族) 手当

等級	金額	備考
1	8,000	扶養家族である配偶者
2	4,000	子一人につき(18歳未満)

4. 資格(国家資格)・技能手当

職種	金額	備考
介護福祉士	8,000	
ケアマネージャー	10,000	
調理師	3,000	
栄養士	8,000	
運行管理者	8,000	
清掃管理責任者	8,000	
ビルクリ技能士1級	15,000	
ビルクリ技能士2級	12,000	
ビルクリ技能士3級	8,000	
キャリアコンサルタント	5,000	
精神保健福祉士	10,000	

別表―2

責任者手当（目安）

職場人数	金額(円)
2人～5人	5,000
6人～9人	10,000
10人～19人	15,000
20人～29人	20,000
30人以上	30,000